

# 令和3・4年度宮古島市建設工事等以外のその他に係る 業務入札参加資格審査申請提出要項

※宮古島市庁舎等施設管理に係る業務も含む。

## 1 受付期間

令和元2年11月1日（日）～令和3年1月31日（日）  
8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
※土曜日、日曜日、祝日除く。

## 2 受付場所

※庁舎移転にともない令和3年1月4日から宮古島市役所庁舎に変更  
（令和2年11月1日～12月28日）沖縄県宮古島市平良字西里186番地  
宮古島市役所 総務部 財政課 用度管財係（平良庁舎3F）  
（令和3年1月4日～1月31日）沖縄県宮古島市平良字西里1140番地  
宮古島市役所 総務部 財政課 用度管財係（宮古島市役所庁舎2F）  
TEL：0980-72-3751（財政課用度管財係まで）  
FAX：0980-73-1645

## 3 参加資格

- （1）営業実績が2年以上あること。
- （2）国・県・市税を完納していること。
- （3）本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- （4）健康保険及び厚生年金、労働保険に加入していること。
- （5）公共施設維持管理業務にあつては従業員のうち現業労働者が3人以上□  
であること。
- （6）賃金不払等の社会的不正行為がないこと。
- （7）警備業にあつては公安委員会認定業者であること。
- （8）その他市長が必要と認める条件

## 4 業種

定款の定めに従って、実行出来る業務であつて、数に制限は設けない。  
但し、過去2年間業務実績がないものは除く。

## 5 登録の取り消し

入札参加資格審査を申請した者が、次のいずれかに該当するときは、資格の登録は行わず、または資格登録の取り消しを行います。

- （1）入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- （2）審査のための実態調査に応じないとき。
- （3）審査の過程若しくは審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適格であることが判明したとき。
- （4）提出書類の不備のある者。

## 6 変更届について

登録内容に変更・更新があった場合は、宮古島市ホームページの入札情報内の入札参加資格審査申請書変更届について(書式)を確認のうえ提出してください。

## 7 提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 定款(法人のみ)
- (3) 商業登記簿謄本(法人)又は、住民票謄本(個人)
- (4) 納税証明書(市・県・国 すべて完納であること)
- (5) 健康保険・厚生年金保険加入証明
- (6) 労働保険証明
- (7) 業務実績
- (8) 従業員名簿
- (9) 資格・免許・許可証の写し
- (10) 所在地見取図(本店及び本市にある支店又は営業所)
- (11) 公安委員会認定証の写し(警備業のみ)
- (12) 賠償責任保険証書の写し(警備業のみ)
- (13) その他、市長が必要と認める書類。

## 8 書類の有効期間

次回登録の日まで(2年間)

## 9 提出方法

持参すること。

## 10 注意事項

130万円未満の工事等の申請につきましては、宮古島市建設工事入札参加資格申請予定の事業者は申請の必要はありません。ただし、業種を追加する場合には申請すること。

営業種目一覧表

種別	種目		営業品目
文具・事務機器類	1	紙・文具	用紙類、事務用品、文具、印鑑類、その他小物事務用品等
	2	事務備品、家具、インテリア(室内装飾)	机、椅子、応援セット、カーテン、ブラインド、絨毯、カーペット、畳、タンス、書棚、キャビネット、コインロッカー、書庫、図書館用備品、その他大型事務備品
	3	OA機器	コンピュータ、電子計算機、電子計算周辺機器、ソフトウェア、複写機、ファクシミリ、シュレッダー、投票事務関連機器、OA関連機器、関連消耗品等
	4	教育機材、教育備品、視聴覚備品	プロジェクター、スクリーン、視聴覚機器設備、理科備品、各種教材、保育園・幼稚園・小中学校用備品等
	5	書籍	図書、鳥瞰図、地図等
	6	記念品・美術工芸品、贈答品、ノベルティーグッズ	トロフィー、楯、カップ、各種記念品
印刷類	7	印刷、製本	貢物、電子組版、カーボン印刷等、ポスター、パンフレット、ダイレクト、タイプオフセット、電算用連続用紙、コピー、青写真等
体育用品、衣料・寝具、清掃用品、生活雑貨	8	体育用品	スポーツユニフォーム、スポーツ用器具等
	9	衣料、帽子、雨具、靴、寝具	作業服、制服、合羽、安全靴、カバン類、帽子、ヘルメット、タオル、布団、毛布、シーツ等
	10	清掃用品、土建用資材、金物・荒物・雑貨、ガラス・陶器	清掃用品、洗剤、チリ袋、トイレトペーパー、日曜大工・園芸・手工業・生活用品類、資材、塗装等
音楽、舞台関係	11	楽器・音響・舞台、放送設備	ピアノ、オルガン、ギター、バイオリン、マーチング用品、楽譜、CD音楽ソフト、舞台照明機器類、暗幕、放送機器、拡声器、アンプ等
機械・機器類	12	一般家電	カメラ、冷蔵庫、テレビ、レコーダー、掃除機、洗濯機、扇風機、衣類乾燥機、ミシン、照明器具設備、ボイラー、冷暖房機器、ストーブ等
	13	厨房機器	調理台、流し台、炊飯器、食器洗浄機、消毒保管庫、給湯器、その他業務用調理関連備品等
	14	通信機器	無線電信送受信機、電話機器、防災行政無線装置、光通信システム、無線機、監視カメラ等
	15	防災・保安機器	防火衣、火災報知器、警報器、消火器、バリケード、保安帽、避難及び安全器具、その他防災関連備品等
	16	農林水産機械、特殊車両、理化学・計測・工作機器等	発電機、建設機械(重機、ショベルカー等)、草刈機、噴霧器、トラクター、耕うん機、集材機。塵芥車、散水車等特殊車両、測量用計器、公害測定機器、旋盤、ポンプ、その他機械備品等
車輛・船舶類	17	自動車、消防・救急関連搬送車輛、その他車輛関係	自動車、二輪車、自転車、消防・救急関連搬送車輛、付属品、その他関連備品(タイヤ、電装品、シートカバー)、車検・修理等

営業種目一覧表

種別	種目		営業品目
車輛・船舶類	18	船舶、マリン用品	ヨット、ボート、エンジン、船用機器類、潜水具、マリンジャケット、ハブクラゲ防止ネット、漁具、船具、その他関連備品、修理等
広告業、看板・旗類	19	各種メディア広告、看板、旗、テント	広告関係、看板類、テント、旗、懸垂幕等
医薬、厚生福祉関係	20	医療・農業・化学・工業薬品類、厚生福祉機器・用品関係	医療・検査用薬品類、業務用殺虫薬品類、予防接種ワクチン、衛生材料、医薬用品、紙おむつ類、X線装置、視野計、洗浄機、車椅子、機能訓練装置、介護機器等医療・福祉関連機器、AED
燃料類	21	ガス、石油類、その他	ガス、ガソリン、軽油、重油、潤滑油等
廃品回収	22	廃品回収	塵芥収集、廃品回収業、汚泥、油脂、産業廃棄物収集等
環境衛生	23	環境衛生、その他関連材料・設備保守関係	環境衛生維持管理業務、貯水槽・浄化槽清掃及び保守管理等、衛生設備関係
請負業務	24	清掃業務	清掃業務
	25	警備業務	警備業務、警備員、警備設備の管理、警備用品目録に記載 <small>警備業務、警備員、警備設備の管理、警備用品目録に記載</small> 柵原（内線355）
	26	公共施設(庁舎等)維持管理業務	機械、空調、エレベーター、自家用電気、消防用設備、その他機械関係維持管理
	27	情報処理システム開発、経営管理業務等受託代行、人材派遣	ハードウェア・ソフトウェア開発・メンテナンスサービス、インターネット関連サービス、経営管理業務等受託代行、人材(技術者、講師)派遣
リース関係	28	レンタル、リース	各種レンタル、リース
その他	29	その他	他の種目に含まれない物品 ※主要取扱い品目を必ず記載すること
130万円未満の 工事等	30	土木一式工事	施設の修繕工事
	31	建築工事一式	建物修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
	32	大工工事	大工工事、モルタル工事、造作工事等
	33	左官工事	左官工事、型枠工事、造作工事等
	34	とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場等仮設工事、コンクリート工事、ネットフェンス工事

営業種目一覧表

種別	種目		営業品目
130万円未満の 工事等	35	石工事	石積み工事等
	36	屋根工事	屋根ふき工事等
	37	電気工事	送配電設備工事、機内電気設備工事、照明設備工事
	38	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス管配管工事、ダクト工事等
	39	タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、タイル張り工事等
	40	鋼構造物工事	鉄筋工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事
	41	鉄筋工事	鉄筋加工組み立て工事等
	42	板金工事	板金加工取付工事等
	43	ガラス工事	ガラス加工取付工事等
	44	塗装工事	塗装工事等
	45	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
	46	内装仕上工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、たたみ工事、ふすま工事、カーテンブラインド工事等
	47	機械器具設置工事	各施設機械器具設置工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事等
	48	電気通信工事	電気通信路線設置工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事
	49	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事及び樹木選定、草刈り業務等
50	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事等	
51	その他工事	上記に当てはまらない工事	

※ 宮古島市指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事、宮古島市排水設置指定工事店が施工する汚水工事は除く。